

大蔵委員会議録第三十七号

昭和二十八年八月四日(火曜日)

午前十一時十五分開議

出席委員

委員長 千葉 三郎君

理事 秀男君 理事内藤 友明君

理事佐藤 次郎君 理事春日 一幸君

大平 正芳君 黒金 泰美君

藤枝 泉介君 神戶 眞君

本名 武君 小川 豊明君

木原津 興志君 久保田 鶴松君

平岡 忠次郎君 福田 越夫君

出席政府委員

大蔵事務官 渡辺 喜久造君

(主税局長) 阪田 泰二君

(大蔵事務官) 菅財局長

委員外の出席者

議員 岡 良一君

大蔵事務官 牧野 誠一君

財局有財産 第二課長

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

八月三日

委員本名武君辞任につき、その補欠として神戶眞君が議長の指名で委員に選任された。

同月四日

神戶眞君及び山口シヅエ君辞任につき、その補欠として本名武君及び井上良二君が議長の指名で委員に選任された。

八月四日

国家公務員等退職手当暫定措置法案(千葉三郎君外二十四名提出、衆法第八〇号)

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第一六九号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国所有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案(岡良一君外二十六名提出、衆法第二〇号)

資金運用部資金法の一部を改正する法律案(福田越夫君提出、衆法第五一号)

米穀の荒渡代金に対する所得税の特例に関する法律案(森幸太郎君外十二名提出、衆法第五七号)

国家公務員等退職手当暫定措置法案(千葉三郎君外二十四名提出、衆法第八〇号)

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第一六九号)

国有財産管理状況に関する件

○千葉委員長 これより会議を開きます。

本日、本委員会に付託されました国家公務員等退職手当暫定措置法案を議題として、まず提出者より提案趣旨の説明を聴取いたします。提出者内藤友明君。

国家公務員等退職手当暫定措置法案

国家公務員等退職手当暫定措置法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 一般の退職手当(第三条・第四条)

第三章 特別の退職手当(第九条・第十条)

第四章 雑則(第十一条・第十四条)

附則

第一章 総則

(目的及び効力)

第一条 この法律は、国家公務員等に対する退職手当の基準を暫定的に定めることを目的とする。

2 この法律は、別に法律をもつて恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定による恩給、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定による退職給付、この法律の規定による退職手当及びこれらに準ずる退職給付を総合する新たな恒久的退職給付制度が制定実施されるまで、その効力をもつものとする。

(適用範囲)

第二条 この法律の規定による退職手当は、一般会計、各特別会計、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社及び住宅金融公庫の、歳出予算によつて俸給(これに相当する給与を含む。以下同

じ。)が支給される職員(以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡に因る退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 職員(第八条第一項第四号に規定する職員であつて同条第二項に規定する者に該当しないものを除く。以下本項及び第七条第三項において同じ。)が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前項の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。

第二章 一般の退職手当

(普通退職の場合の退職手当)

第三条 次条又は第五条の規定に該当する場合を除く外、退職した者に対する退職手当の額は、退職の日における者の俸給月額(俸給が日額で定められている者については、俸給の日額の二十五日分に相当する額。以下同じ。)に、その者の勤続期間を左の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の六十

二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の六十

三 二十一年以上三十五年以下の期間については、一年につき百分の六十

四 三十六年以上の期間については、一年につき百分の百五

は、一年につき百分の百五

前項に規定する者に対する退職

手当の額は、その者が左の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 勤続期間一年以上五年以下の者 百分の五十

二 勤続期間六年以上十年以下の者 百分の七十五

(傷、疾病に因る退職等の場合の退職手当)

第四条 政令で定める程度の傷、疾病、死亡若しくは二十年以上勤続し休年に達したことに因り退職した者又はこれらの事由に準ずる事由に因り退職した者で政令で定めるものに対する退職手当の額は、その者の俸給月額に、その者の勤続期間を左の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の九十

二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百五

三 二十一年以上三十五年以下の期間については、一年につき百分の百二十

四 三十六年以上の期間については、一年につき百分の百五

は、一年につき百分の百五

前項に規定する者に対する退職

手当の額は、その者が左の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 勤続期間一年以上五年以下の者 百分の五十

二 勤続期間六年以上十年以下の者 百分の七十五

(傷、疾病に因る退職等の場合の退職手当)

第五条 政令で定める程度の傷、疾病、死亡若しくは二十年以上勤続し休年に達したことに因り退職した者又はこれらの事由に準ずる事由に因り退職した者で政令で定めるものに対する退職手当の額は、その者の俸給月額に、その者の勤続期間を左の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の九十

二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百五

三 二十一年以上三十五年以下の期間については、一年につき百分の百二十

四 三十六年以上の期間については、一年につき百分の百五

は、一年につき百分の百五

前項に規定する者に対する退職

手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その基本給月額をもつて退職手当の額とする。

3 前項の基本給月額は、一般職の職員に給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）については、同法に規定する俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額とし、その他の職員については、一般職の職員の基本給月額に準じて政令で定める額とする。

（整理退職の場合の退職手当）
第五條 定員の減少又は組織の改廃その他これらに準ずる事由により退職又は解職を生ずることに因り退職した者で政令で定めるもの並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の職員で業務量の減少その他経営上やむを得ない事由により退職したものに対する退職手当の額は、第三條第一項の規定により計算した額に百分の二百を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する者で左の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の前条第三項の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつて退職手当の額とする。

一 勤続期間一年未満の者
百分の二百七十

二 勤続期間一年以上二年未満の者
百分の三百六十

三 勤続期間二年以上三年未満の者
百分の四百五十

に相当する月数を前三項の規定により計算した退職期間から除算する。

四 勤続期間三年以上の者
百分の五百四十

5 第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、地方公務員が機構の改廃、施設の移譲その他の事由によつて引き続いて職員となつたときにおける者の地方公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の地方公務員としての引き続いた在職期間の計算については、前四項の規定を準用する外、政令でこれを定める。

第六條 前条の規定は、過去の退職につき既に同条の規定の適用を受け、且つ、その退職の日の翌日から一年内に再び職員となつた者がその再び職員となつた日から起算して一年内に退職した場合においては、適用しない。

6 前五項の規定により計算した退職期間に一年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。但し、その在職期間が六月以上一年未満（第四條又は第五條の規定による退職手当を計算する場合にあつては、一年未満）の場合には、これを一年とする。

第七條 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

（退職手当の支給制限）
第八條 第三條から第五條までの規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）は、左の各号の一に該当する者には支給しない。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

一 国家公務員法第八十二条の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者
二 国家公務員法第七十六条の規定により失職（同法第三十八条第一号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者
三 国家公務員法第九十八条第六項の規定に該当し退職させられた者又はこれに準ずる者
四 常勤を要しない者

3 職員が退職した場合（次条第一項第一号から第三号までの一に該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

（遺族の範囲及び順位）
第十一條 第二條に規定する遺族は、左の各号に掲げる者とする。

4 前三項の規定による在職期間のうち国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条の規定による休職、同法第八十二条の規定による停職その他これらに準ずる事由に因り現実に職務をすることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。）が一以上あつたときは、その月数の二分の一

一 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
三 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
四 子、父母、孫、祖父母及び兄

2 常勤を要しない職員のうち勤務形態が常勤を要する職員に準ずるものに対しては、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第三條又は第四條の規定による退職手当を支給することができ。

3 前項に規定する職員の範囲は、政令で定める。

退職手当として、公共職業安定所において支給する。

（予告を受けない退職者の退職手当）
第九條 職員の退職が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十条及び第二十一条又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十六条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与又はこれらに相当する給与は、一般の退職手当に含まれるものとする。但し、一般の退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、一般の退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

2 前項の規定による退職手当は、その者がすでに支給を受けた退職手当の額を失業保険金の日額で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に等しい日数をこえて失業している場合に限り、そのこえる部分の失業の日数に応じて支給する。

（失業者の退職手当）
第十條 勤続期間六月以上で退職した者が退職の日の翌日から起算して一年内に失業している場合においては、その者がすでに支給を受けた退職手当の額がその者につき失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の規定により計算した失業保険金の日額（以下「失業保険の日額」という。）の百八十分分に相当する金額に満たないときは、当該退職手当の外、その差額に相当する金額を同法の規定による失業保険金の支給の条件に従い

3 第一項の規定に該当する場合において、退職した者が退職手当の支給を受けないときは、失業保険金の日額の百八十分分に相当する金額を退職手当として失業保険法の規定による失業保険金の支給の条件に従い、公共職業安定所において支給する。

4 本条の規定による退職手当は、失業保険法又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

（遺族の範囲及び順位）
第十一條 第二條に規定する遺族は、左の各号に掲げる者とする。

（遺族の範囲及び順位）
第十一條 第二條に規定する遺族は、左の各号に掲げる者とする。

（遺族の範囲及び順位）
第十一條 第二條に規定する遺族は、左の各号に掲げる者とする。

弟姉妹で第二号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位者が二人以上ある場合には、その人数によつて等分して支給する。
(起訴中に退職した場合の退職手当の取扱)

第十二条 職員が刑事事件に關し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当及び第九号の規定による退職手当は、支給しない。但し、禁錮以上の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。

2 前項但書の規定により退職手当の支給を受ける者が、既に第十号の規定による退職手当の支給を受けている場合においては、同項但書の規定により支給すべき退職手当の額から既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、前項但書の規定により支給すべき退職手当の額が既に支給を受けた第十号の規定による退職手当の額以下であるときは、同項但書の規定による退職手当は、支給しない。

(地方公務員となつた者の取扱)
第十三条 職員が、機構の改革、施設の移譲その他の事由によつて、引き続き地方公務員となり、地方公共団体に就職した場合におい

て、その者の職員としての勤続期間が、当該地方公共団体の退職手当に關する規定によりその者の当該地方公共団体における地方公務員としての勤続期間に算入されることに定められていたときは、この法律による退職手当は、支給しない。
(実施規定)
第十四条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年八月一日以後の退職に因る退職手当について、適用する。

2 昭和二十八年四月一日以後同年七月三十一日までに第五号第一項に規定する事由に因り退職した者に対する退職手当については、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に關する法律(昭和二十五年法律第四十四号。以下「旧法」という。)第四条の規定にかかわらず、第五号及び附則第六項(附則第七項中附則第六項に係る部分を含む。)の規定を適用する。

3 昭和二十八年七月三十一日以前に退職に因る退職手当については、前項に規定する場合を除く外、なお従前の例による。

4 昭和二十八年七月三十一日に現在職する職員の同年同日以前に在職する勤続期間については、政令で定めるものを除く外、なお従前の例による。

5 昭和二十八年七月三十一日に現在職する職員が、同年八月一日以後第四号第一項及び第五号第一

項に規定する事由以外の事由に因り退職した場合において、その者につき旧法第三条の規定を適用して計算した退職手当の額が、第三条の規定による退職手当の額よりも多いときは、同条の規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべき同条の規定による退職手当の額とする。

6 昭和二十八年三月三十一日に現在職する職員が、同年四月一日以後第五号第一項に規定する事由に因り退職した場合において、その者につき昭和二十七年に於ける行政機構の改革に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に關する法律の特例に關する法律(昭和二十七年法律第二百八十五号)の規定を適用して計算した退職手当の額が、第五号の規定による退職手当の額よりも多いときは、同条の規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべき同条の規定による退職手当の額とする。

7 前二項の場合における職員の勤続期間は、昭和二十八年七月三十一日以前における勤続期間については、同年七月三十一日までに退職した場合にあつては従前の例、同年八月一日以後退職した場合にあつては附則第四項又は同項及び附則第八項の規定により、同年八月一日以後における勤続期間については、第七号の規定による。

8 昭和二十八年七月三十一日に現在職する職員の旧恩給法の特例に關する件(昭和二十一年勅令第六十八号)第一条に規定する軍人

軍人としての勤続期間は、附則第四項の規定にかかわらず、その者の勤続期間から除算しない。

9 この法律の適用を受ける職員であつて、昭和二十年九月二日以後ソヴァエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、滿洲又は中国本土の地域内に於いて生存していたと認められる資料があり、且つ、本邦に帰還してないもの(自己の意思により帰還しないものと認められる者及び昭和二十年九月二日以後において、本邦にあつた者を除く。)が、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五号)の規定によつて退職したものとみなされたとき、又は昭和二十八年八月一日以後死亡が確認されたときは、その者がその退職の日又は死亡の確認の日退職したものとみなし、政令で定めるところにより、第四号の規定による退職手当(その退職の日が昭和二十八年七月三十一日以前の日であるときは、附則第三項の規定により従前の例によることとされる旧法第四条の規定による退職手当)を支給する。

10 昭和二十八年八月一日以後の死亡に因り退職した職員に対する退職手当の額は、当分の間、第四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの項の規定により計算した額に、その者の俸給月額に百分の四百を乗じて得た額を加算した額とする。

11 昭和二十八年八月一日以後に死亡した職員については、国家公務

員法の規定が適用せられるまでの官吏その他政府職員の任免等に關する法律(昭和二十二年法律第二百一十一号)の規定により従前の例によることとされる旧官吏俸給令(昭和二十一年勅令第九十二号)に規定する死亡賜金は、支給しない。

12 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
第九十六条の次に次の一条を加える。

第九十六条の二 国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第 号)附則第十項の適用を受ける者に対する遺族一時金の額は、第五十条第二項の規定にかかわらず、俸給月額に、組合員であつた期間に應じ別表第五に定める日数から百二十日を減じて得た日数を乗じて得た金額とする。

13 昭和二十八年七月三十一日以前の死亡に因る国家公務員共済組合法の規定による遺族一時金の支給については、なお従前の例による。

14 保安庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に關する法律(昭和二十五年法律第四十二号)」を「国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第 号)」に改める。第二十八条第一項中「百日分」を「百二十日分」に改め、同項の表中「昭和二十七年

十月十五日から昭和二十八年七月三十一日までの間において二等保査として採用された者を「保査長等」として採用された者に改め、「昭和二十七年十二月においてを削り、同条第二項中「四日」を「五日」に、「六十日分」を「七十二日分」に、「三十日分」を「三十六日分」に改め、同条第三項中昭和二十七年八月一日から昭和二十八年七月三十一日までの間においてを削り、同条第五項中「四日」を「五日」に改め、同条第六項中「五十日分」を「六十日分」に改め、同条第十項中「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律」を「国家公務員等退職手当暫定措置法」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10 保安官及び警備官に対する国家公務員等退職手当暫定措置法の適用については、同法第三条第一項中「二十五日分」とあるのは「三十日分」と、同法第四条第二項中「二十年以上勤続し停年に達した」とあるのは「停年に達し、且つ、政令で定める事由に該当したこと」と読み替えるものとする。

11 保安官及び警備官並びに保安大学校の学生に対する国家公務員等退職手当暫定措置法の適用については、保安大学校の学生としての勤続期間は、同法第七条の勤続期間から除算する。但し、その者が保安大学校の学生としての正規の課程を終了し、引き続き保安官又は警備官に任用された場合に限る、保安大学校の学生としての勤続期間の二分の一に相当する期間を除算しない。

8 保安官及び警備官が死亡した場合における第二十八条第一項から第三項まで又は同条第五項から第七項までに規定する退職手当の額は、当分の間、これらの項の規定にかかわらず、これらの項の規定により計算した額に、その者の俸給日額の百二十日分に相当する額を加算した額とする。

15 昭和二十八年七月三十一日以前における保安官及び警備官の退職又は死亡に因る退職手当については、なお従前の例による。

16 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第五條の見出しを「（国家公務員等暫定措置法の適用）」に改め、同条中「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第四十二号）」を「国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第 号）」に、「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律」を「国家公務員等退職手当暫定措置法」に改める。

第八條第三項中「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律」を「国家公務員等退職手当暫定措置法」に改める。

17 国民金融公庫法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「この法律施行前を昭和二十八年七月三十一日以前に」、「この法律施行後六月」を「同年八月一日以後六月」に、「この法律施行後もなお国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律」を「同年八月一日以後国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第 号）」に改める。

18 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十条」の下に「又は国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第 号）第十条」を加える。

○内閣委員 たいだいま議題となりまして、国家公務員等退職手当暫定措置法案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

改正を行いますため、さきに政府より同法の一部を改正する法律案が提出いたされ、これに對しまして、当委員会におきましては、政府原案に若干の修正を加え、全会一致をもつて可決いたしましたのであります。

すなわち、修正の内容は、第一に、公社、特に国鉄におきましては、三十年ないし三十五年程度の長期勤続者が現に相当数在職いたしている実情にありまして、退職手当支給率の減額は、勤続三十六年以上から始めることにいたし、第二に、国鉄等三公社にありましては、業務量の減少その他経営上やむを得ない事由による退職の場合にも、最高率の退職手当が支給されるようにいたし、第三に、国鉄等の職員のほか、一般公務員の場合にありましては、過去において満洲、支那等外地において同種事業等に勤務いたしたことがある者につきまして、過去の勤続期間の通算ができるようにいたし、第四に、元軍人軍属から引続いて復員局等に在職している公務員の退職手当計算につきまして、軍属のうち雇員、用人、工員、事務官、理事官、判任文官につきましては、すでに軍属としての在職期間が通算されており、また今回軍人軍属の恩給も復活されることになりましたことにかんがみまして、その軍人軍属としての在職期間を通算することにいたしましたのであります。

しかしながら、この法律案は、不幸にして七月三十一日までに成立を見るに至りませんでしたので、遂に国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律は、同日限り効力を失いました。従いまして、ここに新たに以上申し述べました修正案及び修正部分を除いた政府原案を一本にとりまとめまして、本法案を提出いたした次第であります。

○千葉委員長 これより質疑に入りまして、何とぞ御賛成あらんことをお願いいたします。

○大平委員 たいだいま議題となつております国家公務員等退職手当暫定措置法案につきましては、すでに当委員会におきまして、政府原案に修正を加え、全会一致をもつて可決し、十分審議を重ねて参りましたので、この際質疑を省略して、ただちに討論採決に入られんことを希望いたします。

○千葉委員長 たいだいまの大平君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

○千葉委員長 御異議ないようですから、本案に關しましては質疑を省略し、これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。佐藤觀次郎君。

○佐藤觀次郎君 本案に賛成であります。左の附帯決議を付して議決せられんことを望みます。

附帯決議案 公共企業体労働関係法との関連において、公共企業体の職員を本法の適用範囲から外することが妥当であると考えられるが、他方これと関連して、その職員に対しては恩給法並びに国家公務員共済組合法の適用規定を排除して一般の社会保険制度を適用することも考えられるので、これらの諸問題を公正に解決する方途を速やかに講じ、早急に再検討することとする。

附帯決議案 公共企業体労働関係法との関連において、公共企業体の職員を本法の適用範囲から外することが妥当であると考えられるが、他方これと関連して、その職員に対しては恩給法並びに国家公務員共済組合法の適用規定を排除して一般の社会保険制度を適用することも考えられるので、これらの諸問題を公正に解決する方途を速やかに講じ、早急に再検討することとする。

以上であります。

○千葉委員 討論は終りました。これより採決に入ります。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○千葉委員 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

次に、佐藤君から提出されました附帯決議について採決いたします。本附帯決議に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○千葉委員 起立総員。よつて本決議案は決定いたしました。

○千葉委員 次に、本日日程に掲げました三法案につきまして、質疑を続行いたします。

なお本日は、国有財産の管理状況についての質問もこの際お許しいたします。右問題につきましては、神戸君からの発言がありますからお許しいたします。神戸君。

○神戸委員 私は、この際大蔵当局にお伺いしたいと存じますことは、戦時中を通じて工場あるいは工務学校、病院等相当数あつたのであります。この各種の施設に對しまして、政府は学校、特に公立あるいは私立の学校等に取下げ並びに貸与等をしておられるのであります。現在その数はどのくらいになつておりますか、一応お伺いしたいと思います。

○阪田政府委員 ただいまのお尋ねの点につきましては、御承知のように、旧軍工廠の施設等は、地方の学校、その他の施設、あるいは私立学校等にも売却、貸付等をしておりまして、

現実の仕事は、地方の財務局でやつております。しかも終戦以來つと各方面でやつておりますので、ただいまそれをちよつととりまとめた数字は持ち合せておらないのですが、御希望がありますれば、またあとで地方に照会いたしまして、とりまとめて出すことにいたします。

○神戸委員 ただいまお話になりましたように、ただいまお持合せがないとすれば、あとで書面をもつて出していただくかと思ひます。

なおこの取下げあるいは貸与等につきましては、これが契約をするときには、当局においては、これのいわゆる将来の計画とか、経営方針とか、支払いの能力等については、相当調査をし、研究して契約を結んでおられると思ひますが、その点はいかがでございますか。

○阪田政府委員 その問題につきましては、もちろんこれは、学校の教育のために使つたというふうなことで、申請者も申請して来るわけでありまして、売却側、あるいは貸与側におきまして、相手方が地方公共団体の場合は、割に信用が置けるわけでありまして、私立学校等におきましては、かなり相手の信用状態といふことが、今までやつて来た仕事なり、ほんとうにどの程度のそういう仕事をやる能力なり熱意を持つかどうかというふうなことも、十分検討いたしましてやるようなことになつております。なお資力等の点につきましても、調査いたすわけでありまして、ただ学校関係につきましては、そういう教育事業は営利事業ではありまじいので、取下げ、貸与等についても、五割引で入れるとか、ある

いは延納ができるとか、いろいろ特典があるわけがございます。大体そういうような範囲内で貸して行く、払つて行くことが可能であらうというふうな見当をつけて、調査をいたした上で処理をいたしておるようなわけであります。

○神戸委員 ただいま承りますと、相当調査しておられるようであります。もちろん、そうしなければならぬものであると思ひます。しかしながら、貸与あるいは取下げにおきましますと、その経営、あるいは計画等について、初め政府と契約をしたとき、現在における状態がほとんど契約条件と違つておるというふうなことに對しまして、御調査をしておられることがありと思ひますが、貸与したそのまゝ貸与しつづなしてありますか、その点を承りたいと思ひます。

○阪田政府委員 ただいまのお尋ねの点につきましては、他の機会にお答えしたことがあるわけでありまして、こういうふうな国有財産を売るとか貸すとかいたすにしましても、用途を指定して、こういう目的に使うんだということ、売却したものに付しましては、それ／＼その後その用途通り使われておるかどうかという調査をいたしておるわけでありまして、これは前からいふ／＼やつておりましたが、昨年から地方財務局におきまして一定の計画を立てまして、そういう用途指定の売却払い、貸付したものに付しましては、数年間に亘り先、貸付先を一巡するような計画を立てまして、昨年から調査をいたしておるわけでありまして、その調査あるいは会計検査院の御調査等によりまして、中には遺憾な

がら用途通り使われなかつた、あるいは目的以外に使つた。あるいは資力等の関係もあると思ひますが、現在までのところでは、まだ用途通り使うに至つておらぬというものもござります。それらにつきましましては、またそれ／＼処理をいたしておるような次第であります。

○神戸委員 今御答弁がありましたように、調査はしておられる。しかしながら、その調査が実際に即した、しかかもほんとうに現地へ行つて調べておられるかどうか。もし今御答弁のあつたように、真に調査事項にあてはまつておらない。しかも契約当時の契約書、あるいは将来の方針等について、ほとんどその仕事をしておらない、悪い言葉で言へばインチキであります。そういうふうな学校、私学等について、将来どういう方針で進まれるのでありますか、その点確固たる当局の御方針を承つておきたい。

○阪田政府委員 ただいまの件であります。非常に多数の売却、貸付等をいたしておられますので、調査をいたしておられますけれども、中には調査の徹底しないものもあるかと存じます。その辺、ひとつ御指摘もござります。で、一層厳重に監督、査察いたしたい。

それから、調査の結果疑義を発見しましたものにつきましては、これは事情はいろいろあると思ひますが、学校当局としては、ぜひともそこに校舍を建てまして、教育事業をやりたいという希望を持っております。その資金が十分でないとか、いろいろの事情のために遷延しておるようなものもござります。そういうものは、できるだけ見込みを考えまして、そういう方

を促進することも考えられますが、悪質なものになりますと、学校の用に使うものを、他に転用してしまつたものの中にもあるわけでありまして、きょうなものにつきましましては、契約条項違反でありますので、契約を解除する。それは返還をさせるのは筋であります。が、すでに他に転売して返還できないものは、損害賠償をさせるという方針で進んでおられます。二、三そういう措置まで行つたものもござります。それから監査の点で、ちよつと先ほど申し忘れましたが、今回国会の方でも決議を得まして、国有財産法の一部の改正におきまして、今回その監査をすることができるといふ事項を新しく――今までは、便宜相手と話を付けて調査をしておつたわけでありまして。今後は、法律上そういう監査ができるように規定を入れまして、現在実務具体的にどういうふうなやつておられるかというところまで、法律上の権限として財務局当局が調査できるような道も開かれましたので、今後はそういうふうな規定も活用いたしまして、一層厳格にやつて行きたいと思ひます。

○佐藤(観)委員 阪田局長にちよつとお尋ねしたいのですが、愛知県などでも、相当国有財産が問題になつておられて、おそろしく今神戸委員からも質問があつたと思ひますが、ある特定の有力な人に国有財産を貸しておる例があるかどうか、そういう点について承りたいと思ひます。

○阪田政府委員 ただいまのお尋ね、どういふ問題をさすのかはつきり了解いたしかねるわけでありまして、特定の有力な人といふと、特定の個人、会社というふうなお話かと思ひま

すが、これはそれ／＼相手の計画等を見まして、法律に合致して適法であるか、またこれに貸すことが適切であるか、認めれば貸す場合もあるわけであります。具体的かどうかという場合にどういふふうな根拠で貸したのかというお尋ねであります。具体的な例を伺つてみないと、ちよつとお答えいたしかねるわけであります。

○佐藤委員 名古屋の千種の造兵廠のあつたところを、ある会社に貸しておられるのであります。これは第二課長がよく知つておられる、そういう話を聞きました。そういう例があつて、いろ／＼な疑惑の種になつておるわけであります。名古屋にもそういうことがあるから、各地方にもそういうことがあるのではないかと思ひますが、そういう点についての具体的な資料なり、あるいはケースをお教えいただけますか。

○阪田政府委員 名古屋の千種の工廠の跡の問題であります。貸付につきましては、終戦当時非常に大きな軍の施設を引受けて、しかもそれが荒廃された状態で各地に残つておつて、維持管理もな／＼手がまわらないというふうな状態にありました。しかも一方からいいますと、利用希望者がたくさん出て参りました。しかも賠償指定施設でありますので、これをそのまま処分してしまうわけには行かない。一時利用さすというふうな方法しかないというふうな場合に、しかも貸し付けましたものの中に、相手方の選択よろしきを得なかつたため、その後も十分活用されずに、そのままになつておるといつたような施設があることは事実であります。そのようなものにつ

ましては、その後もやはり現状に即しまして、だん／＼と整理して、軌道に乗せるように私どもとしては努力いたしておるようなわけでございます。

○神戸委員 具体的問題につきましてお伺いしたいと思つております。愛知県春日井市にありまして旧鷹来工廠であります。あれは昭和二十五年に、名古屋市内にありまして名城大学の農学部で貸与せられたというのを聞いておりますが、それは事実でありますか、お伺いしたいと思ひます。

○阪田政府委員 春日井市にございする鷹来工廠の跡地につきましては、一部を名城大学に貸与いたしておるす。

○神戸委員 貸与せられた、これは事実であります。それに對しまする条件とか、あるいは将来の方針とかいうことについては、どういふような契約で貸し与えられたか。その条件等についての具体的なものを示しを願ひたいと思ひます。

○阪田政府委員 ただいま具体的にどういふ契約というふうな資料を持つておりませんが、大体鷹来の工廠の跡地につきましては、名城大学の農学部に使つておることで貸してあります。大体広い地域であります。まん中の広域を残しました。両端の地域を農学部の校舎、実習地、それからそこに入ります生徒の寄宿舎というふうな用途に使用するために貸してあります。その他の貸付条件につきましては、一般の貸付の例によつておると思ひますが、ただいま具体的な契約書というふうなものは手元にございません。

○神戸委員 お手元にないということならやむを得ませんが、これも契約条

件とか書類があると存じますので、でき得れば、書類をもつて私の手元までいただきたいと思います。

なおまん中の残部約十萬坪も、近々払い下げられるようなうわさを聞いておりますが、それは事実であります。うか、うわさであります。うか、承りたいと思ひます。

○阪田政府委員 この鷹来工廠の残り部分につきましては、これをどういふふうな処置するか、まだ方針がきまつていないわけでありまして、学校の方からは、これも一括して払下げを受けたいという希望が出て来ております。一方またこれを工場用地に使いたいというふうな意見もあるようであります。各方面にそういうふうな話がありまして、まだその辺のううううに判断したいか、どう処置したいかという方針は、私の方としては決定してありません。

○神戸委員 なお春日井市の市役所からも申請が出ておると思ひます。なお他からも出ておるようであります。先刻調査をしておると言われましたが、名城大学の農学部の実態は、一体大蔵当局は見えておられるか、見ておられぬか。財務当局あたりから、調査させた報告なんか聞いておいでになりますか、その点が承りたいのであります。

○阪田政府委員 ただいまの名城大学の農学部の問題につきましては、お説のように、農学部があまり盛大にやつていないじやないか、生徒数も非常に少くて、現在借りておる地域も十分活用できていないじやないか、こういうふうな意見も実は聞いたこともございす。それで名古屋の東海財務局の方にも、残つた地域も払い下げてもら

たいという希望があります。については、その辺のことも十分調査させるつもりであります。それから文部省等に對しては、そういう点につきまして前に意見を聞いたこともございす。が、今回もいろ／＼そういう問題が出て来ましたので、なお十分調べてもらひ、私どもとしても、今後この問題につきまして、いろ／＼決定いたします前に十分その辺のところを調べたいと考えております。

○神戸委員 今局長は、ともかく調査をするといつておられますが、実情はまことに情ない状態にあるわけでありす。おそらく大蔵当局も文部当局も、実態を見つたならば、慚然とされるだろうと存するわけでありす。あとの部分も払下げ申請をしておると聞いておりますが、学校当局の話を聞けば、残部十萬坪も全部払下げがもうできるように申請しておる、こう豪語しておられます。そこで私は、特に承つておきたいと思ひます。これは、実は昭和二十五年後におきまして、名古屋の財務局長は、ある程度までこれに對して将来の約束をしておるといふことを聞いておりますが、その点はいかがでございましょう。

○阪田政府委員 この残部について、学校側が非常に強い希望を持つておるといふことは事実でございます。学校側としては、相当確信を持つておるといふか、そういう希望から、いろ／＼なことを申すのだからと思ひますが、私どもとしては、方針はまだきまつておりません。ただいまお話のありました、過去において財務局長がこういうものを約束したといふようなことではあります。さうなことは、局長の権

限としてできることでありませんで、さうな事実はないと思ひます。

○神戸委員 できることでないことをやつておられるからふしぎである。そこをお尋ねしたいと思ひます。すなわち昭和二十五年一月十三日に、吉橋局長の名をもつて、仮契約のようなものを出してあります。これを名城大学の学長は振りまわしてあります。われ／＼はちゃんと約束しておる。だがこれを借りて来ても貸すことじやない、いかに春日井市当局が払下げを受けて工場にしようと思つても、できることじやない、こいつてこれを振りまわしておる。そういう事実は当局は御存じありませんか。

○阪田政府委員 ただいまのような件について、名古屋の名城大学の学長がさうなことを言つておるといふことは、私どもの方でも十分調査してみたいと思ひます。しかし、大蔵省としては、さうな事実いかにかわらぬ、これらを十分検討いたしまして、公正な立場で鷹来工廠の残部の処置を決定したいと思つております。御了承願ひたいと思ひます。

○神戸委員 ただいまのお話は、私どもとしても将来のことは納得いたしますが、現在困つておることを申し上げておるのであります。この旧鷹来工廠といふのは、御承知かどうか知りませんが、当時は弾薬をつくつておりました。工員が約一萬五千名からおりました。大田大工廠でありまして、しかもこれはちよつと昭和十六、七年ごろにできまして、ほとんど大部分は地方の徴用工でありました。熟練工は、みな関東あるいは東京あたりの昔の砲兵工廠という方面の熟練工でありまして、そ

れを東京から連れて来て、愛知県並に郡、市当局みな協力して、あそこ多数の住宅を急造しておつたわけであります。そうしてその熟練工をそこから通勤させて、徴用工を十分訓練をして、戦争目的のために使つておつたのであります。しかるところ敗戦と相なりまして、今徴用工はみな国に帰りまして、最後までもそこへ踏みとどまつておりました。ほとんど一時は失業状態に陥りまして、むしろ不穩のことがあるのではないかとまで心配されたこともあるのであります。幸いにして今日では、日雇い労働者とか、あるいは米軍の方の労働者などになりまして、そうしてその日のかたをかきいでおるといふような、まことに哀れな状態なのであります。しかしながら名城大学は、政府当局に対しては、契約書はこの通りであります、また市当局に対しては、大ぶろしきを広げておりながら、実際にいへば何らその施設をしておられない。生徒も、おそらく千名以上来るだらうなどといつておりましたが、現在在籍者は百二、三十名であります。しかもそれも籍のあるだけであります。教授のごときは、名古屋で教授をしております。そして、実習を鷹来工廠の跡でやるといっておりますが、実習をしておる跡もありません。現在では、豆をつくつたり蔬菜をつくつたりして、わずかに一部を開墾して、昔の防火水槽の中におずかに五、六株つくつておるくらいのことである。そしてその周囲は、丈余のどえらい草がはえておりまして、きつねやたぬきのすみかであります。それがうそと思われ

ましたら、おいでになれば、あそこを歩けばきつねの三四やたぬきの十四五くらい出つくわします。きじや山鳥の巢であることも事実であります。獵銃をかついでおいでになれば、きじの三羽や五羽必ず落せる。先ほど申しました工員諸君は、この周囲に住宅がありませんので、そこに住んでおりますが、彼らは、一日も早く旧工廠が平和産業に移りまして、自分たちもなつかしい元の工場へ帰りたい、日雇い労働者とか、その日／＼のかせぎをしておるよりも、あそこに入つて正業につきたいといふことを急願しておるわけであります。こういう点について、政府は何かのお考えもなく、また御調査もなく、狐狸の住居としておくといふことはまづたぐり情ないのじやないかと思ひます。なお春日井市当局においても、春日井市民においても、当時戦争に勝たんがために、軍の要請によつて、大休田は五百円、畑は三百円で強制的に供出しておるわけでありまして、それが戦争後八年にも九年にもなつても、まだ何らの施設もなく、草ぼう／＼であるといふことは、実に市民としても情ないと思ひておるわけであります。また市当局としても、何とかして他から工場を誘致して、再びあの煙突から煙を出そうと努力しております。名城大学の当局は、だれが来て、この契約がある以上は入れないといつて吹聴しておりますから、まことに困つたものである。この点から考えまして、まづ平和産業を誘致し、これを平和産業のために使つとも、あの辺におります失業業者、あるいは農村の次男坊、三男坊の仕事のない者に職を与えることが一番の急務でなからうかと

私は考えるわけであります。それから、とき／＼他からあの工場の抵下げを受けたといつて問合せが市当局にあることも承知しております。われわれも聞くこともありますが、大蔵省の管財局に参つて、あの旧鷹来工廠の抵下げを受けた、あるいは貸与を受けたといつてたま／＼申し出て、大蔵当局においては、どうもあれは困つたものだ、まことに手がつきませんよ、こういうようなことで、ほとんど相手になつてくれないために、たいていの人たちは、みなあきらめて帰つていふといふことがあるようであります。その点いかがでありますか、お聞きしたいと思ひます。

○阪田政府委員 鷹来工廠のあの広大な場所が利用されないで、草ぼう／＼の状態になつておるといふことは事実でありまして、地元の春日井市、あるいは地元の住民はたいへん御迷惑であらうといふことは、私もよく承知しております。あれが全体として活用されるようになることが、国有財産の管理の立場から言ひまして、非常に望ましいことである。そこで御承知のように、名城大学がその一部に入つておるといふような事実がともかくもあるわけですから、その関係も考えなければなりません。お話をうかがふに、名城大学がほんとうにやつておるか、また残りの地域も使えるだけの力があるか、誠意があるかといふような問題が確かに一つあるわけでありまして、一方地元の方からも、あの土地を工場として活用するといふことにつきましても、御意見等を承つたこととはときどきございます。ただ具体的に、あそこをどういふ計画で活用するといふ

具体的申込みを受けたことは、現在まで私どもの方ではないわけでありまして、さういふ申込みがございました場合に、頭からこれを拒否するとか、はねつけるといふような考えは、私ども毛頭持つておりません。適切なしつかりした申込みがございすれば、いつても考えに取入れて、十分比較検討して、あの地面が最も有効に役立つように処分をきめて行きたい、こういうふうに考えております。

○神戸委員 やはり今申し上げたように、どうも大蔵当局が誠意を示されるのか、あるいはほんとうに取組んでもらえないのかわかりませんが、あそこへ希望して来る人たちは、みんな逃げたしまし。市当局は非常に悲観しておるわけですね。現にあの隣に西山工廠といふのがございします。御存じの通り、あれは七、八万坪しかありませんが、われ／＼考えますと、工場経営から申しますれば、立地条件はあまりよくない。と同時に、相当将来修繕費とか、その他の費用がかかるようでありまして、あれの方では、すでに国との貸与契約ができて、大分その仕事が進められておるといふことも聞いております。

現にわれ／＼もそれは目撃したり、聞いたりしております。そういうわけでありまして、立地条件のいい、しかも今からすぐにも仕事にかかれるようなあの工場が、どうも手がつかないといふことは、いわゆるインキキな、ほらばかり吹いて人を入れない、おれだけしかやつてはならないといふような排他的な名城大学当局の宣伝がきいておるのではないかと。同時に、もう一つ承りたいことは、市当局、あるいはわれ／＼が聞いておると、名城大学当局は、大蔵当局の方と何か密約があるんじゃないか、こいつたことを非常に市民も言うております。この点は、さういふことはないと思ひますが、一応あるかないかを承りたいと思ひます。

○阪田政府委員 さつきも申し上げましたように、この鷹来工廠をできるだけ早く有効に活用できるように、私どもとしても考えたと思つております。ただいま西山の方の話もございしますが、西山の方も、御承知のように立地条件でございまして、なか／＼一般の工場には使にくいようなところでありまして、火薬関係で使用するといふ話はございしますが、現在のところ正式に貸し付けるとか、売却するといふところまで参つておりません。鷹来の方につきましても、ほんとうにあなたを見通しがつくような申込者が現われますれば、私どもとしては、非常にありがたいといふふうな考えでおるわけでございます。ただいまの名城大学の密約云々の件であります。私どももいたしましては、さういふお約束をすべきものでもありませんし、いたしたこともございしません。

○佐藤(鶴)委員 関連して管財局長にちよつとお尋ねしますが、いつまで名城大学に貸すという条件がついておるのですか。その点をはつきりしておらわねと、売物ですから、契約があればなか／＼売れないですよ。

○阪田政府委員 ただいまお尋ねの点であります。具体的な貸付の契約書等は東海財務局の方にありますので、こゝで正確なことはちよつと申し上げられませんが、たいてい貸付のような

場合には、一年ずつ期間を更新しておけるのが例であります。それからただいま問題になっておりますその中間の広い地域は、これは名城大学に貸してあるものではございませんので、これを活用する場合には、別にその関係の問題はないわけでありませう。

○神戸委員 だいたいの西山工廠につきましては、大蔵当局において大分御心配を願つておると聞いております。私は別にそれに対して異議をさしはさむものではありませんし、やはり地方の工業のために非常にけっこうだと思つております。私が申し上げたいのは、各工場あるいは工場経営者が参られて、そして一日も早くなめらかにその仕事ができるようにしてもらいたいというのが、われわれの念願であります。ただ大蔵当局がああいういかがわしい学校経営者と取組まれたことは、非常な難題だと思つております。しかも吉橋局長は、ここに怪しげなる契約をし、証明をしております。そういう意味において、学校当局はそれを振りまわしておる。だからみんなあれがやつておつたのでは、とても入れぬだらうということを心配しております。現にあそこの農学部学生なんか聞いてみても、愛知県下なり中部付近から来ておる学生はほとんどありませんで、大部分九州、四国地方の学生であります。これはおかしいやありませんか。どういうわけかというのを聞いてみますと、やはり名城大学の素性というか、学校の性格を学生がよく知つておるのです。だからあの付近からの志願者は一人もない。九州だとか四国へ行つて広告をし、そこで試験をしてとるものだから、あそこは寄宿舎の

設備もあれば農場もあるというわけだ、まことにたなからばたちが落ちて来るような話です。それから九州あたりの学生はみなあそこへ入つて来るのでありますが、来て幻滅の悲哀を感じておる。こんなはずではなかつたというので、非常に悲しんでおる。これは事実であります。大蔵当局としても、往々これを放置しないで、すみやかにこの実情をひとつ十分に御調査願いたいと思つております。聞くところによりますと、大蔵省から行かれると、やはり物を植えたところは草だけすぐ刈るようですけれども、そんなことではない。これはあなた方大蔵当局でなくて、文部当局に言うことですが、教授陣もみんなしつかりしておる、こう言いますが、事実においては、さにあらずです。先生たちもほとんどみな腰がおちつかない。いわゆるいかがわしい学校ですから、口車に乗つて来ましても、まず教授陣から先に腰を上げて行くような状態にある。だから、この点はよくお調べ願つて、万全の策を講じてもらいたい。同時に、先刻来くどく申し上げておりますように、地方農民が涙をのんで提供したあの父祖伝来の土地が、山鳥やきつね、たぬきの住み場所であつてはまことに情ないと思つておる。ぜひあの付近の失業

者、あるいは他から来ている工員たち一日も早く生業をあてがつて、ほんとうにしっかりとした平和産業として実がいくようにしたいと存するわけでありませう。そこで私は、重ねて大蔵当局にお伺いしたいと思つておることは、ただいま申し上げたような状況であります。がゆえに、そうしたいかがわしい、インチャキな態度をとつておる学校に対して、先ほど佐藤委員からも言われましたが、将来この契約を維持して行く御意思があるのか、あるいは取消す御意思があるのか、それを一応伺いたいと思つておる。

○阪田政府委員 先ほど来い／＼お話がございました点、十分御趣旨はわかりましたが、なお慎重に調査いたして、今後の処置につきましても、十分にそういう点をふつりさせました上で、決定したいと思つておる。学校の内容その他につきましても、いろいろお話がございました点は、私も多少聞いたり調べたこともございませう。まだ結論を下すには至つておりませんが、お話をございませうので、十分調べまして、はつきりした措置をとるようになつていきたいと思います。

○神戸委員 承りまして、まことに私も心強く思うわけでありませうが、これからでも、他から工場を経営したい、私下げを受けたという者がありましたら、どうもあの問題は困つたことであるというように、すげなく断らないで、ぜひひとつ当局におきまして、これを誘致するように御努力が願いたいと存するわけでありませう。その点を、ひとつ局長からもう一ぺんお言葉をいただきたいと思つておる。

○阪田政府委員 だいたいまお話のございまして、あの場所を利用しようという気持で来る人に対して、さういふことは申さないように十分注意いたしたいと思つておる。

○神戸委員 ところで委員長に私はお願いしたいと思つておる。私のたゞいままで申し上げたことは、誇張でもありませんし、決して大蔵当局をいじめようとするつもりもございませう。

○千葉委員 承知いたしました。ただいま議題となつております三法律案中、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案につきましても、福田委員より修正案が提出されておりますが、修正案及び原案ともに、大體質疑を尽されたと思つておる。この際質疑を打ち切り、ただちに討論採決に入られんことを望みます。

○千葉委員 承知いたしました。ただいま議題となつております三法律案中、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案につきましても、福田委員より修正案が提出されておりますが、修正案及び原案ともに、大體質疑を尽されたと思つておる。この際質疑を打ち切り、ただちに討論採決に入られんことを望みます。

○千葉委員 承知いたしました。ただいま議題となつております三法律案中、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案につきましても、福田委員より修正案が提出されておりますが、修正案及び原案ともに、大體質疑を尽されたと思つておる。この際質疑を打ち切り、ただちに討論採決に入られんことを望みます。

○千葉委員 承知いたしました。ただいま議題となつております三法律案中、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案につきましても、福田委員より修正案が提出されておりますが、修正案及び原案ともに、大體質疑を尽されたと思つておる。この際質疑を打ち切り、ただちに討論採決に入られんことを望みます。

○千葉委員 承知いたしました。ただいま議題となつております三法律案中、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案につきましても、福田委員より修正案が提出されておりますが、修正案及び原案ともに、大體質疑を尽されたと思つておる。この際質疑を打ち切り、ただちに討論採決に入られんことを望みます。

○千葉委員 承知いたしました。ただいま議題となつております三法律案中、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案につきましても、福田委員より修正案が提出されておりますが、修正案及び原案ともに、大體質疑を尽されたと思つておる。この際質疑を打ち切り、ただちに討論採決に入られんことを望みます。

○千葉委員 承知いたしました。ただいま議題となつております三法律案中、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案につきましても、福田委員より修正案が提出されておりますが、修正案及び原案ともに、大體質疑を尽されたと思つておる。この際質疑を打ち切り、ただちに討論採決に入られんことを望みます。

○千葉委員 承知いたしました。ただいま議題となつております三法律案中、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案につきましても、福田委員より修正案が提出されておりますが、修正案及び原案ともに、大體質疑を尽されたと思つておる。この際質疑を打ち切り、ただちに討論採決に入られんことを望みます。

○千葉委員 承知いたしました。ただいま議題となつております三法律案中、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案につきましても、福田委員より修正案が提出されておりますが、修正案及び原案ともに、大體質疑を尽されたと思つておる。この際質疑を打ち切り、ただちに討論採決に入られんことを望みます。

○千葉委員 承知いたしました。ただいま議題となつております三法律案中、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案につきましても、福田委員より修正案が提出されておりますが、修正案及び原案ともに、大體質疑を尽されたと思つておる。この際質疑を打ち切り、ただちに討論採決に入られんことを望みます。

○千葉委員 承知いたしました。ただいま議題となつております三法律案中、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案につきましても、福田委員より修正案が提出されておりますが、修正案及び原案ともに、大體質疑を尽されたと思つておる。この際質疑を打ち切り、ただちに討論採決に入られんことを望みます。

○千葉委員 承知いたしました。ただいま議題となつております三法律案中、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案につきましても、福田委員より修正案が提出されておりますが、修正案及び原案ともに、大體質疑を尽されたと思つておる。この際質疑を打ち切り、ただちに討論採決に入られんことを望みます。

○千葉委員 承知いたしました。ただいま議題となつております三法律案中、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案につきましても、福田委員より修正案が提出されておりますが、修正案及び原案ともに、大體質疑を尽されたと思つておる。この際質疑を打ち切り、ただちに討論採決に入られんことを望みます。

○千葉委員 承知いたしました。ただいま議題となつております三法律案中、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案につきましても、福田委員より修正案が提出されておりますが、修正案及び原案ともに、大體質疑を尽されたと思つておる。この際質疑を打ち切り、ただちに討論採決に入られんことを望みます。

○千葉委員 承知いたしました。ただいま議題となつております三法律案中、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案につきましても、福田委員より修正案が提出されておりますが、修正案及び原案ともに、大體質疑を尽されたと思つておる。この際質疑を打ち切り、ただちに討論採決に入られんことを望みます。

○千葉委員 承知いたしました。ただいま議題となつております三法律案中、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案につきましても、福田委員より修正案が提出されておりますが、修正案及び原案ともに、大體質疑を尽されたと思つておる。この際質疑を打ち切り、ただちに討論採決に入られんことを望みます。

○千葉委員 承知いたしました。ただいま議題となつております三法律案中、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案につきましても、福田委員より修正案が提出されておりますが、修正案及び原案ともに、大體質疑を尽されたと思つておる。この際質疑を打ち切り、ただちに討論採決に入られんことを望みます。

○千葉委員 承知いたしました。ただいま議題となつております三法律案中、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案につきましても、福田委員より修正案が提出されておりますが、修正案及び原案ともに、大體質疑を尽されたと思つておる。この際質疑を打ち切り、ただちに討論採決に入られんことを望みます。

○千葉委員 承知いたしました。ただいま議題となつております三法律案中、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案につきましても、福田委員より修正案が提出されておりますが、修正案及び原案ともに、大體質疑を尽されたと思つておる。この際質疑を打ち切り、ただちに討論採決に入られんことを望みます。

二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中又はその徴収の猶予を「若しくはその徴収の猶予は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 酒類又は砂糖、糖みつ若しくは糖水、物品税法第一条第一項に掲げる第二種若しくは第三種の物品、揮発油若しくは骨ばい、製造者又は販売業者が販売のために所持するこれらの物(砂糖消費税法第三条第一号第三種の砂糖の原料たる砂糖及び同法第十二条第二項の規定の適用がある場合の原料たる砂糖、糖みつ又は糖水を含む)で酒税又は砂糖消費税、物品税、揮発油税若しくは骨ばい税を課せられたものが災害に因り亡失し、滅失し、又はその本来の用途に供することができない状態になつた場合においては、命令の定めるところにより、当該酒類又は砂糖、糖みつ若しくは糖水、物品税法第一条第一項に掲げる第二種若しくは第三種の物品、揮発油若しくは骨ばい(以下「被災酒類等」と総称する)について課せられた酒税又は砂糖消費税、物品税、揮発油税若しくは骨ばい税(以下「酒税等」と総称する)の税額(利子税額及び延滞加算税額を除く)に相当する金額(被災酒類等について当該製造者又は販売業者が保険金、損害賠償金等により損失を補てんされたときは、その補てんされた金額に応じ命令の定めるところにより計算した金額を控除し

た金額)を当該被災酒類等に係る酒税等の納税義務者がその災害のあつた日以後において納付すべき酒税等の税額から、それぞれ控除する。但し、当該納税義務者が当該製造者又は販売業者である場合を除き、その控除すべき金額は、当該製造者又は販売業者が当該納税義務者の負担により当該被災酒類等について損失の補償を受けた金額を限度とする。

前項の規定は、被災酒類等について酒税法第三十条第一項、物品税法第九条又は骨牌税法第十一条ノ二第二項本文の規定の適用がある場合においては、これを適用しない。

第一項の規定により被災酒類等を所持していた者ごとに酒税等の税額から控除すべきものとして計算したその税目の異なるごとの金額が五百円未満である場合における当該金額については、同項の控除を行わない。

第一項の場合において、製造の廃止その他の事由に因り、同項に規定する納税義務者がその災害のあつた日以後において納付すべき酒税等の税額が当該税額から控除すべき金額に満たないこととなつたときは、命令の定めるところにより、その満たない金額をその者に還付する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年六月二十日以後の災害に係る被災酒類等について適用する。

2 改正後の災害被害者に対する租

税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条の規定の適用については、物品税法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第四十一号)附則第四項の規定により物品税を免除された物品を物品税法第一条第一項に掲げる第二種の物品とみなし、当該物品の製造者又は当該物品を保税地域から引き取つた者を当該物品に係る物品税の納税義務者とみなす。

○渡辺政府委員 ただいま議題となりました災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案について提案の理由を説明いたします。

風水害等の災害による被害者に対しましては、所得税及び法人税等の直接税につき、その軽減または免除等の制度を設けており、また酒税及び物品税等については、その徴収猶予等の制度があるものでありますが、最近西日本等に発生した風水害の実情等に顧み、今回さらに酒税、砂糖消費税、物品税、揮発油税及び骨牌税について、次に述べるような措置を講ずることにより、災害による被害者の救済措置の推進に資することとしたのであります。

すなわち、酒税、砂糖消費税、物品税、揮発油税または骨牌税が課せられた物品で、販売業者等の所持するものが災害を受けた場合においては、災害を受けた販売業者等の損失をその物品の製造者等が補償した限度内において、災害を受けた物品に課せられた酒税、砂糖消費税等に相当する金額を、その製造者が災害のあつた日以後に納付する酒税、砂糖消費税等の税額から控除することとしているのであります。

○千葉委員 質疑を許します。浅香君。浅香委員 ただいま議題となつております災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、質疑及び討論を省略して、ただちに採決せられんことを望みます。

○千葉委員 質疑を許します。浅香君。浅香委員 ただいま議題となつております災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、質疑及び討論を省略して、ただちに採決せられんことを望みます。

○千葉委員 質疑を許します。浅香君。浅香委員 ただいま議題となつております災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、質疑及び討論を省略して、ただちに採決せられんことを望みます。

○千葉委員 質疑を許します。浅香君。浅香委員 ただいま議題となつております災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、質疑及び討論を省略して、ただちに採決せられんことを望みます。

○千葉委員 質疑を許します。浅香君。浅香委員 ただいま議題となつております災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、質疑及び討論を省略して、ただちに採決せられんことを望みます。

(内閣提出)に関する報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う固有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案(岡良一君外二十六名提出)に関する報告書

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

(都合により別冊附録に掲載)

昭和二十八年八月八日印刷

昭和二十八年八月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局